

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年3月30日
【会社名】	株式会社リアルビジョン
【英訳名】	RealVision Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉山 尚志
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目1番4号
【電話番号】	(045)473-7331(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 三須 貴夫
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目1番4号
【電話番号】	(045)473-7331(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 三須 貴夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 103,600,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	8,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社は単元株制度は採用しておりません。

(注) 1. 平成24年3月30日(金)開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	8,000株	103,600,000	51,800,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	8,000株	103,600,000	51,800,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
12,950	6,475	1株	平成24年4月17日(火)	-	平成24年4月17日(火)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとし、

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社リアルビジョン 管理部	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目1番4号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 新横浜支店	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目7番3号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
103,600,000	1,100,000	102,500,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、登録免許税700,000円、その他諸費用400,000円を予定しております。

(2)【手取金の使途】

当社は、グラフィックス関連として産業用グラフィックス事業とアミューズメント事業に注力し、産業用グラフィックス事業では、医用画像システムと航空管制向けグラフィックスボード等の開発・販売を行い、アミューズメント事業では、遊技機器向けにグラフィックスLSI「JIGENシリーズ」とコンテンツ統合開発環境である「Racroix」の開発・販売を推進してまいりました。さらに、「JIGENシリーズ+Racroix」につきましては、POSシステムの表示機器等組込み画像表示機器への新規用途開拓を進めております。その一方、現在、高速通信回線が普及し、あらゆるITデバイスのネットワーク化が進むと共に、セキュリティが非常に重要になっております。当社の事業分野においても、特に医用画像システムと組込み画像表示機器について、セキュリティが確保されたネットワークの需要が高まってきており、当該ニーズに総合的に応えるには、当社が有するグラフィックス技術に、新たにネットワーク技術とセキュリティ技術を加えることが重要と当社では判断しております。

従いまして、上記の差引手取概算額102,500,000円の使途につきましては、医用画像システムのネットワーク化への対応及びコンテンツ統合開発環境である「Racroix」の組込み画像表示機器への対応等についての研究開発費に充当する予定であります。また、具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下の通りであります。

なお、支出実行までの資金管理については、当社銀行口座において適切に管理いたします。

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
上記研究開発に係る技術者の人件費	80,000,000	平成24年4月～平成25年3月
上記研究開発に係る外注先への業務委託費等	22,500,000	
合計	102,500,000	

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	株式会社ソリトンシステムズ
本店の所在地	東京都新宿区新宿二丁目4番3号
直近の有価証券報告書等の提出日	<p>（有価証券報告書） 事業年度 第33期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日） 平成23年6月27日 関東財務局長に提出</p> <p>（四半期報告書） 事業年度 第34期第1四半期 （自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日） 平成23年8月12日 関東財務局長に提出</p> <p>事業年度 第34期第2四半期 （自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日） 平成23年11月14日 関東財務局長に提出</p> <p>事業年度 第34期第3四半期 （自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日） 平成24年2月14日 関東財務局長に提出</p>

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引等の関係		該当事項はありません。

（注）1．割当予定先は株式会社大阪証券取引所（以下、大阪証券取引所）JASDAQ（スタンダード）へ上場しております。

2．提出者と割当予定先との関係は、平成24年3月30日現在のものです。

c 割当予定先の選定理由

当社は、グラフィックス関連として産業用グラフィックス事業とアミューズメント事業に注力し、産業用グラフィックス事業では、医用画像システムと航空管制向けグラフィックスボード等の開発・販売を行い、アミューズメント事業では、遊技機器向けにグラフィックスLSI「JIGENシリーズ」とコンテンツ統合開発環境である「Racroix」の開発・販売を推進してまいりました。さらに、「JIGENシリーズ+Racroix」につきましては、POSシステムの表示機器等組込み画像表示機器への新規用途開拓を進めております。

その一方、現在、高速通信回線が普及し、あらゆるITデバイスのネットワーク化が進むと共に、セキュリティが非常に重要になっております。当社の事業分野においても、特に医用画像システムと組込み画像表示機器について、ネットワーク化の需要とセキュリティの問題が顕在化してきております。医用画像システムでは病診連携等で、組込み画像表示機器では多様な動画の配信に加え、タッチパネル等を活用した情報の通信等で、セキュリティが確保されたネットワークの重要性が高まってきております。

当該ニーズに総合的に応えるには、当社が有するグラフィックス技術に加え、ネットワーク技術とセキュリティ技術を確立することが重要ですが、ネットワーク技術とセキュリティ技術を当社で一から構築すると多大な費用と時間がかかり、当社の純資産が減少している中、単独での対応は非常に困難であり、事業機会を逸してしまうと当社は判断いたしました。そこで、大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）の上場会社で当該技術を有する株式会社ソリトンシステムズ（以下、ソリトン社）に、当社の事業の方向性及び戦略を相談したところ、ご理解を頂き、当社の筆頭株主となり中長期的に事

業協力して頂けることになりました。

当社といたしましては、今後の事業展開に必要なネットワーク技術とセキュリティ技術の面で協力が得られることに加え、資本を充実させ今後の研究開発資金の調達にも資することから、重要なビジネスパートナーとして関係を強化する為、ソリトン社を割当予定先として選定することが適切であると判断いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式8,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先からは、当社株式を中長期的に継続して保有し、事業パートナーとして関係を深め、中長期にわたり企業価値向上に協力する旨、当社は口頭で確認しております。また、当社と同社との間におきまして、同社が払込期日から2年間において当社株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告をすること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所（以下、東京証券取引所）に報告すること並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を受領する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

本件による新株式発行の払込に要する資金につきましては、十分な資金がある旨を割当予定先であるソリトン社から説明を受けております。また、同社が関東財務局長に提出した第33期有価証券報告書（平成23年6月27日提出）及び直近の第34期第3四半期報告書（平成24年2月14日提出）より、払込に十分な現預金を有していることから、当社は本件による新株式発行の払込に確実性があると判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先であるソリトン社は、会社の履歴、役員、主要株主等について有価証券報告書等において公表している大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）の上場会社であります。また、取締役・執行役員および使用人の行動規範を定めており、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力や団体に対し、社会的常識と正義感を持ち、毅然とした対応で臨み、一切の関係を持たないことを基本的な方針としております。以上の内容について当社は、ソリトン社が大阪証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」等で、同社、同社の役員若しくは子会社または同社の主要株主が反社会的勢力等とは関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本件発行価格につきましては、本件に関する取締役会決議の直前営業日（平成24年3月29日）の東京証券取引所が開設するマザーズ市場における当社普通株式の終値12,950円を採用し、発行価格を12,950円としました。本件発行価格の算定根拠につき取締役会決議日の直前営業日の終値を採用いたしましたのは、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱に関する指針」に準拠するとともに、当社の最近の業績や資本充実の必要性等を割当予定先であるソリトン社と協議した結果であります。なお、本件発行価格につき、当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均12,452円に対する乖離率は+3.84%、3ヶ月間の終値平均12,326円に対する乖離率は+4.82%、6ヶ月間の終値平均12,053円に対する乖離率は+6.93%となっております。

また、本件発行価格の決定については、社外監査役2名を含む監査役3名全員が、以下の旨の意見を述べております。すなわち、当該算定根拠による発行価格の決定は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準とし、かつ、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱に関する指針」に準拠したもので、当社の直近の財政状態及び経営成績を勘案し適正かつ妥当であり、特に有利発行には該当しないということであります。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件により新規に発行する株式数は、8,000株であり、本件実施前の発行済株式総数41,187株の19.42%、総議決権数は41,186個の19.42%に相当し、株式の希薄化が生じることになります。

しかしながら、割当予定先であるソリトン社は、事業パートナーとして中長期的に当社株式を保有する方針であり、かつ、本件は、財務基盤を強化させると共に今後の成長投資を行うことを目的とするものであり、中長期的に当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与すると考えられます。従いまして、流通市場への影響は軽微であり、既存株主の皆様利益にもつ

ながるため、本件による希薄化の規模は合理的であると当社は判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社ソリトンシステ ムズ	東京都新宿区新宿二丁目4 番3号	-	-	8,000	16.26%
杉山 尚志	神奈川県横浜市鶴見区	7,134	17.32%	7,494	15.24%
佐藤 尚規	東京都大田区	1,250	3.03%	1,250	2.54%
最上 剛	宮城県仙台市泉区	1,180	2.86%	1,180	2.40%
江田 幹雄	島根県松江市	1,073	2.61%	1,073	2.18%
小黑 昌宏	栃木県塩谷郡高根沢町	700	1.70%	700	1.42%
小田原 雅人	東京都文京区	696	1.69%	696	1.42%
飯塚 仁志	東京都板橋区	666	1.62%	666	1.35%
伊東 厚彦	神奈川県横浜市港北区	658	1.60%	658	1.34%
菊地 幸久	神奈川県横浜市港北区	634	1.54%	634	1.29%
計	-	13,991	33.97%	22,351	45.44%

(注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2. 上記のほか、平成23年9月30日現在1株を自己株式として所有しております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年9月30日現在の総議決権数(41,186個)に、本件第三者割当増資後の議決権数8,000個を加えて算出した数値です。

4. 杉山尚志の所有株数は、平成23年9月30日現在:7,134株から平成24年3月30日現在:7,494株に増加しております。

5. 今回の割当予定先及び杉山尚志以外の株主(新株式発行前からの株主)の議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成23年9月30日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第15期）の提出日（平成23年6月24日）以降、本有価証券届出書提出日（平成24年3月30日）までの間において、下記の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

I 平成23年6月29日提出の臨時報告書

1 提出理由

平成23年6月24日開催の当社第15回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成23年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役として、杉山尚志、田中冬人、范?成、三須貴夫の4氏を選任する。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役として、山川仁、清水京造、平野悠の3氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成割合）
第1号議案				（注）	
杉山 尚志	15,442	808	0		可決（95.0%）
田中 冬人	15,391	859	0		可決（94.7%）
范 ?成	15,457	793	0		可決（95.1%）
三須 貴夫	15,453	797	0		可決（95.1%）
第2号議案				（注）	
山川 仁	15,498	752	0		可決（95.4%）
清水 京造	15,491	759	0		可決（95.3%）
平野 悠	15,494	756	0		可決（95.3%）

（注）議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを集計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、議決権の数の一部を集計しておりません。

平成23年 8月26日提出の臨時報告書

1 提出理由

当社は、平成23年 7月20日付で東京地方裁判所において訴訟の提起を受けましたので、金融商品取引法第24条の5 第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1．訴訟が提起された年月日および裁判所

- (1) 訴訟が提起された年月日：平成23年 7月20日（訴状送達日：平成23年 7月26日）
- (2) 訴訟が提起された裁判所：東京地方裁判所

2．訴訟を提起した者（以下、原告）

- (1) 名称：株式会社ユーエスシー
- (2) 所在地：東京都品川区大崎一丁目11番 2号
- (3) 代表者の氏名：代表取締役 丸山 保夫

3．訴訟の内容

- (1) 訴訟の内容：遊技機器向けグラフィックス「JIGEN-301」の売買代金の請求
- (2) 請求金額：1億7,010万円

4．訴訟に至った経緯

当社は平成21年11月 6日に原告と「JIGENシリーズ」の東日本地区における優先的販売権を付与する販売代理店契約等を締結し、遊技機器向けグラフィックス「JIGEN-301」を販売いたしました。しかしながら、原告による販売が進展しない中、販売代理店交代の交渉等を原告と行っていたところ、販売した「JIGEN-301」の売買代金請求の訴訟の提起を受けたものです。

5．今後の見通し

当社は、当該売買代金の請求に対する義務はないものと認識しており、原告からの請求については争う方針であります。

当該訴訟に基づき今後の業績に与える影響を予測することは困難であると考えておりますが、現時点におきましては、当社が請求を受ける理由はないものと考えております。

なお、今後開示すべき事項が発生した場合は、速やかに開示いたします。

2 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成24年 3月30日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成24年 3月30日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第15期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月24日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第16期第3四半期)	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日	平成24年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月13日

株式会社リアルビジョン
取締役会 御中

監査法人シドー

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤田 和重 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 政近 克幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社リアルビジョンの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社リアルビジョン及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6月25日

株式会社リアルビジョン

取締役会 御中

監査法人シドー

指定社員 公認会計士 藤田 和重 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 政近 克幸 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リアルビジョンの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リアルビジョン及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社リアルビジョンの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社リアルビジョンが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月24日

株式会社リアルビジョン

取締役会 御中

監査法人シドー

指定社員 公認会計士 藤田 和重 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 政近 克幸 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リアルビジョンの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リアルビジョン及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社リアルビジョンの平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社リアルビジョンが平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

株式会社リアルビジョン

取締役会 御中

監査法人シドー

指定社員 公認会計士 藤田 和重 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 政近 克幸 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リアルビジョンの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リアルビジョンの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月24日

株式会社リアルビジョン

取締役会 御中

監査法人シドー

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤田 和重 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 政近 克幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リアルビジョンの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リアルビジョンの平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。